

第5章 環境保全対応方策

5—1 環境保全対策のあり方

ここでは環境保全対策について、どのように進めていくか整理します。

(1) ミティゲーション5原則

農業農村整備事業における環境との調和への配慮については、ミティゲーション¹5原則（環境配慮の5原則）の考え方則しつつ、事業目的や費用・維持管理等の観点から、実施の可能性を順次検討します。



出典：いのちつどう農村を目指して [農林水産省]

¹ ミティゲーション——人間の活動によって発生する環境への影響を緩和、または補償する行為。急激な湿地帯の減少に対処するため、1970年頃に米国で生まれた言葉。(mitigation=緩和、鎮静、軽減)

5－2 環境保全型の整備計画

ここでは、農業農村整備事業の実施にあたって、環境保全型の整備を進めるため、事業種ごとの配慮事項について整理するとともに、環境に配慮した整備事例を示します。今後の具体的な環境配慮内容については、毎年開催される「南砺市農業農村整備環境(田園環境プラン)検討委員会」で検討します。

(1) 事業種ごとの環境配慮事項

事業種ごとにおいて、環境配慮事項を次のように整理し、環境への配慮に努めていきます。

① 農道

表 5-1

事業種	環境配慮事項
農道	<ul style="list-style-type: none">・計画段階で可能な限り、自然環境改変の少ない路線を選定します。・必要に応じて動物の移動経路を遮断しないような対策を講じます。・野生動物との衝突が考えられる場所では、注意喚起するための標識の設置に努めます。・切土法面は、可能な限り自然的な修景に努めます。・必要に応じて動植物の影響が少ない照明の配置等に努めます。



法面緑化（例）



リスのつり橋（例）

出典：環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 2

② 農業水利施設

表 5-2

事業種	環境配慮事項
農業用水利施設	<ul style="list-style-type: none"> ・淵や自然性の高い水辺など、水生動物の生息場所は保全に努めます。 ・護岸構造は、可能な限り生物の生息・生育に適したものとします。 ・安全性に支障のない範囲で、水辺とのふれあいの場の整備に努めます。 ・工事中に、濁水が直接河川に流出しないように対策を講じます。

南砺市内には、環境に配慮した施設整備の事業として、淡水魚、水生植物、水生昆虫の生息・生育環境に配慮した用排水路の整備を下記のように行ってきました。



南砺市上原（城端）

「よどみ」が設けられ、シジミ、メダカ等の生息が確認されている。



南砺市安清（福野）

壁面が石積みされ、生息環境に配慮している。



南砺市東殿（福光）

水生植物が植えられ、生息環境に配慮している。



南砺市在房（福光）

壁面が石積みされ、生息環境に配慮している。

③ 区画整理（ほ場整備）

表 5-3

事業種	環境配慮事項
区画整理 (ほ場整備)	<ul style="list-style-type: none">・計画段階で可能な限り、貴重な自然環境は対象地区から除外する対策を講じます。・工事中に、濁水が直接河川に流出しないように対策を講じます。



休耕田を活用したビオトープ施設により水生動植物に配慮（例）



石積みで多孔質の空間を好む生物に生息に配慮した（例）



小動物の生息に配慮した施設（例）

出典：環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 3

5—3 整備計画

現在予定されている農業農村整備事業関連を整理すると、次のようになります。

各種事業を実施するにあたっては、各事業の目的を達成することを基本としながらも、必要に応じて環境に配慮した取り組みを実施していきます。なお、事業の工事内容や工期は、事業実施状況により変化していくため、この計画表は、毎年、見直しを行っていきます。

表 5-4 農業生産基盤保全管理整備事業

事業番号	事業名	地区名	主要工事概要	予定期
A-1	農村地域防災減災事業(国営附帯)	庄川左岸一期	排水路12.7km、調整池2箇所	H22～H28
A-1 A-2	農村地域防災減災事業(国営附帯)	庄川左岸二期	排水路10.1km 排水路8.7km、調整池3箇所	H24～H29 H24～H30
A-2 A-3	農村地域防災減災事業(国営附帯)	庄川左岸三期	排水路1式、調整池1式	H29～H35
A-3 A-4	農村地域防災減災事業(国営附帯)	庄川左岸四期	排水路1式、調整池1式	H30～H35 H31～H35
A-5	農村地域防災減災事業(地すべり)	福光	抑制工1式、抑止工1式	H21～H28
A-4 A-6	農村地域防災減災事業(地すべり)	岩淵2期	抑制工1式、抑止工1式	H24～H30
A-5 A-7	水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 農村地域防災減災事業(防災ダム)	臼中2期	水管理システム1式、 ダム付帯設備1式	H28～H33
A-6 A-8	水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	小矢部川3期	水管理制御施設1式	H27～H29
A-7 A-9	農村地域防災減災事業(河川応急)	柴田屋・上津	取水堰ゲート整備1式	H28～H30
A-8 A-10	農村地域防災減災事業(河川応急)	四ヶ村	取水堰ゲート整備1式	H28～H31 H28～H32
A-9 A-11	農地整備事業(経営体育成型)	川西	用排水路5.3km、暗渠排水16.9ha	H26～H30
A-10 A-12	農地整備事業(経営体育成型)	大西	用排水路7.0km、暗渠排水2.3ha	H26～H31
A-11 A-13	農地整備事業(経営体育成型)	石黒東部	区画整理 70ha 区画整理 68ha	H28～H36
A-12 A-14	農村地域防災減災事業(河川応急)	小又	ファームポンド1基	H29～H31
A-13 A-15	農村地域防災減災事業(ため池)	野地	ため池1箇所	H29～H33
A-14 A-16	農村地域防災減災事業(用排水)	戸久用水	用水路0.72km	H29～H34
A-15	農地整備事業(経営体育成型)	祖谷	区画整理 68.7ha	H30～H39
A-16	農地整備事業(経営体育成型)	天神	用水路5.961m、排水路317m、 区画整理 10.7ha、客土2.9ha	H30～H35
A-17	県営農地整備事業 (農業水利施設保全合理化事業)	桜ヶ池幹線	桜ヶ池幹線用水路7,040m、 地区内用水路(パセラ)15,685m、 ファームポンド2式、区画整理 7.2ha	H30～H39

表 5-5 農業生産基盤保全管理整備事業

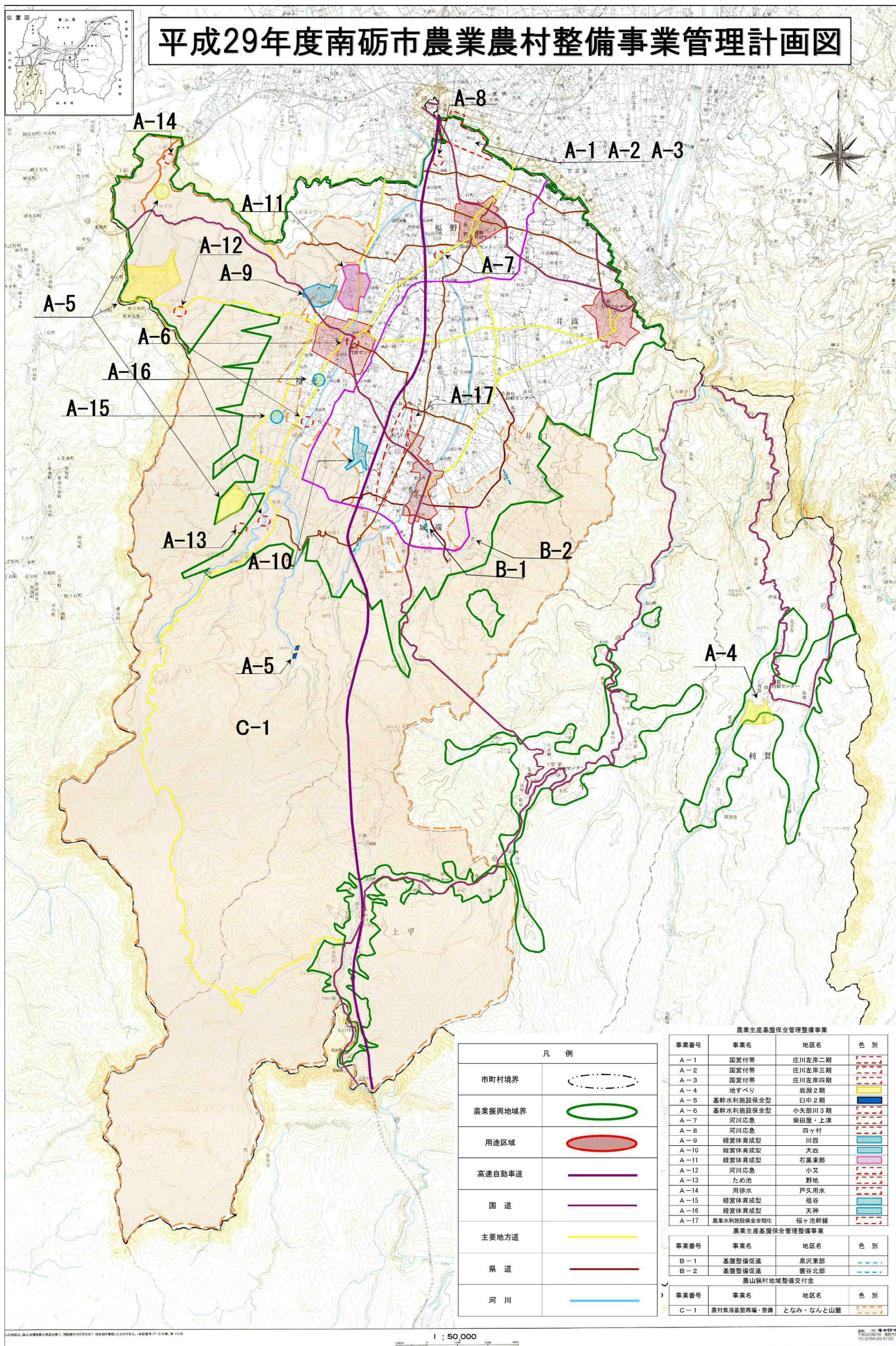
事業番号	事業名	地区名	主要工事概要	予定期
B-1	基盤整備促進事業	西明東部	用水路工 1,000m	H26～H28
B-2	基盤整備促進事業	千福用水	用水路工 260m	H27～H29
B-1 B-3	基盤整備促進事業	泉沢東部	用水路工 430m	H27～H29
B-2	基盤整備促進事業	蓑谷北部	用水路工 700m	H31～H33

表 5-6 農山漁村地域整備交付金事業

事業番号	事業名	地区名	主要工事概要	予定期
C-1	農村集落基盤再編・整備事業 中山間地域総合整備事業	となみ・なんと 山麓	用排水路 1式、農道 1式 ため池他 1式	H23～H33 H23～H29

表 5-7 関連事業

事業名		地区名	事業種目	予定期
多面的機能支払 交付金	農地維持支払	南砺市一円	・農地、水路等の基礎的保全活動 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動	H26～H30
	資源向上支払 (共同活動)	南砺市一円	・水路、農道、ため池の軽微な補修 ・農村環境保全活動 ・高度な農地・水の保全活動 ・多面的機能の増進を図る活動	H26～H30
	資源向上支払 (施設の長寿命化)	千福一他 是安 他	・施設の長寿命化のための活動	H24～H28 H28～H32
環境保全型農業直接支払交付金		南砺市一円	・化学肥料・農薬低減と合わせて地球温暖化防止活動 ・生物多様性保全活動等	H27～H31 H23～H31



第6章 実現方策

6-1 実現方策

(1) プランの活用

本プランは、今後の農業・農村の環境保全に対する考え方を示すとともに農業農村事業の基本的な対応方策を示しています。具体的な整備・取組に関しては、記載したもの以外に個別の事業や地域に合わせた細かい取組が必要です。

このため、個々の事業の計画・実施にあたっては、「環境保全対応方策」や「エリア及びゾーンの基本方針」を確認し、その事業にふさわしい環境配慮の手法や環境保全措置などを検討・実行していきます。

また一方、環境配慮型工法で整備する場合、従来工法と比較して事業経費や維持管理費の増大する場合が考えられるため、事業関係農業者だけではなく、地域全体の問題として検討する必要があります。

(2) 地域住民の意見の反映

農業農村整備事業の実施にあたっては、対象地域の住民に対する事業内容の説明をおこなっていくとともに、環境配慮等の住民意見を聞き取り、住民意向を反映させたうえでの事業実施をおこなっていきます。

(3) 委員会の開催

「南砺市農業農村整備環境(田園環境プラン)検討委員会」を毎年、定期的に開催し、農業農村整備事業における環境との調和への配慮に関する事項について検討していきます。

また、農業情勢・社会情勢の変化や新たな課題などに対応するため、必要に応じて本プランの見直しを行い、「計画(Plan)」「実施(Do)」「評価(Check)」「見直し・修正(Action)」のP D C Aを繰り返すなど、継続的な改善を進めることにより、本プランを実効性のあるものとします。

(4) 地域の自主的な活動

環境保全の取り組みが将来にわたって持続的に確保されるためには、住民が地域の環境を自らのものとして受け止めて認識し行動することが重要となっています。

南砺市においては平成19年度から「多面的機能支払交付金制度」により、地域住民の共同活動による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組が各地域で実施されており、今後もこうした取り組みのなかで環境保全に関する活動を推進していきます。

多面的機能支払交付金



出典：多面的機能支払交付金のあらまし [農林水産省]

資料編 目次

参考 1 南砺市農業農村整備環境(田園環境プラン)検討委員会 - 1

1－1 委員会設置要綱 -----	1
1－2 名簿及び経緯 -----	3
(1) 「南砺市農業農村整備(田園環境プラン)環境検討委員会」委員名簿-----	3
(2) 策定経過-----	4

参考 2 現況調査 ----- 5

(1) 絶滅危惧種-----	5
(2) 市町村が定めた植物-----	8
(3) 主な祭り-----	9

参考 3 上位・関連計画等 ----- 10

3－1 上位計画 -----	10
(1) 新・元気とやま創造計画-----	10
(2) 富山県農業・農村振興計画改訂版-----	11
(3) 南砺市総合計画後期基本計画-----	12
3－2 関連計画 -----	13
(1) となみ・なんと山麓地域農村振興基本計画-----	13
(2) 南砺市環境基本計画-----	14
(3) 南砺農業振興地域整備計画-----	15
(4) 南砺市環境保全型農業推進方針-----	16
3－3 旧8町村の計画 -----	17
(1) 城端田園環境マスターplan-----	17
(2) 平村田園環境整備マスターplan-----	18
(3) 上平田園環境整備マスターplan-----	19
(4) 利賀村田園環境整備マスターplan-----	20
(5) 井波町田園環境整備マスターplan-----	21
(6) 井口村田園環境整備マスターplan-----	22
(7) 福野町農村環境整備計画-----	23
(8) 福光町田園環境整備マスターplan-----	24

参考1 南砺市農業農村整備環境(田園環境プラン)検討委員会

1 — 1 委員会設置要綱

南砺市農業農村整備環境(田園環境プラン)検討委員会設置要領

(目的)

第1条 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第24条及び土地改良法（昭和24年法律第195号）第1条第2項の規定により、農業農村整備事業における環境との調和への配慮に関する事項について検討するため、南砺市農業農村整備環境(田園環境プラン)検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 委員会は、南砺市田園環境プランの策定または変更に関すること、及び南砺市に関する農業農村整備事業のうち、県営及び団体営事業地区に係る当初事業計画及び計画変更（以下「事業計画等」という。）の内容に関することについて、次の各号に掲げる事項を調査審議し、指導及び助言を行う。

- (1) 事業計画等における環境との調和への配慮の検討に関すること。
- (2) 環境との調和への配慮に関する地域合意形成等を諮るために地区関係者からの意見聴取に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、別表の委員をもって構成し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 4 必要に応じて幹事会を設置することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、ふるさと整備部建設課に置くものとし、委員会の庶務を処理する。

(細則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

この要領は、平成17年8月から施行する。

この要領は、平成24年9月に一部改正する。

この要領は、平成25年6月に一部改正する。

この要領は、平成26年10月に一部改正する。

この要領は、平成27年10月に一部改正する。

この要領は、平成28年11月に一部改正する。

別表第1 (第3条関係) 委員の構成

号	所 属 等
1	以下の分野に専門的知見を有する者 農業農村整備、生産環境、動植物等の生態系、水質、土地利用・景観等の分野
2	地域環境・地域活動等に経験豊富な者 環境活動、文化歴史活動、教育福祉活動等の分野、南砺市連合婦人会長
3	地域住民代表 自治振興会長、区長、青年・婦人会、商工会、児童福祉活動の会、PTA等
4	南砺市まちづくり条例第27条に定める公募による者
5	土地改良区代表 関係する各土地改良区の理事長、事務局長等
6	富山県砺波農林振興センター 農林次長等

1 — 2 名簿及び経緯

(1) 「南砺市農業農村整備環境(田園環境プラン)検討委員会」委員名簿

平成29年度 南砺市農業農村整備環境(田園環境プラン)検討委員会 委員名簿

No	氏名	所属・役職	号	備考
1	前川 十一	南砺市農業委員会長	1	新
2	杉森 桂子	NPO法人グリーンツーリズムとやま理事	1	再
3	小原 耕造	富山県自然保護協会理事	2	再
4	長谷川 総一郎	南砺市文化財保護審議会長	2	新
5	上田 伸一	祖谷自治会長	3	新
6	湯浅 良夫	天神地区土地改良事業準備委員長	3	新
7	山下 嶽一	桜ヶ池管理委員長	3	新
8	松山 善昭	福光町土地改良区事務局長	5	再
9	近川 良男	城端土地改良区事務局長	5	新
10	水谷 英二	砺波農林振興センタ一次長	6	新
幹事	高田 克彦	砺波農林振興センター指導課長		新
幹事	吉田 豊	砺波農林振興センター農村整備課長		新
幹事	荒井 隆一	南砺市ふるさと整備部長		再
事務局	窪田 仁	南砺市ふるさと整備部建設課長		新
事務局	平本 光一	南砺市ブランド戦略部農林課農産振興係長		再
事務局	前田 憲一	南砺市ふるさと整備部建設課農林施設整備係長		新
事務局	中村 拓也	南砺市ふるさと整備部建設課農林施設整備係		再

※号は設置要綱の別表第1（第3条関係）の号

(2) 策定経過

年月日	会議名称等	検討事項内容等
H25. 7. 10	第1回検討委員会幹事会	背景と目的、スケジュール、第4章途中まで
H25. 7. 19	第1回検討委員会	背景と目的、スケジュール、第4章途中まで
H25. 8. 9	第2回検討委員会幹事会	報告書(素案)について
H25. 8. 20	第2回検討委員会	報告書(素案)について
H25. 8. 30	第3回検討委員会幹事会	報告書(案)について
H25. 9. 26	第3回検討委員会	報告書(案)について
H26. 10. 20	平成26年度検討委員会	南砺市田園環境プラン、一部改正(案)について
H27. 10. 23	平成27年度検討委員会	南砺市田園環境プラン、一部改正(案)について
H28. 11. 10	平成28年度検討委員会	南砺市田園環境プラン、一部改正(案)について
H29. 10. 27	平成29年度検討委員会	南砺市田園環境プラン、一部改正(案)について

参考2 現況調査

(1) 絶滅危惧種

① 植物

「レッドデータブックとやま2012」に掲載されている絶滅危惧種のうち、南砺市に生育すると思われるものについて列記すると、下表のとおりとなります。

表 2-1 絶滅危惧種（植物）

番号	分類	種名	富山県カテゴリー	環境省カテゴリー	備考
1	維管束植物	イワチドリ	絶滅+野生絶滅	絶滅危惧 I B類 (EN)	
2	維管束植物	チョウジソウ	絶滅+野生絶滅	準絶滅危惧	
3	維管束植物	マメダオシ	絶滅+野生絶滅	絶滅危惧 I A類 (CR)	
4	維管束植物	トチカガミ	絶滅危惧 I 類	準絶滅危惧 (NT)	南砺市北部(絶滅)他
5	維管束植物	コアニチドリ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類 (VU)	
6	維管束植物	キンセイラン	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類 (VU)	
7	維管束植物	サワラン	絶滅危惧 I 類	該当なし	
8	維管束植物	ベニシュスラン	絶滅危惧 I 類	該当なし	
9	維管束植物	ミズトンボ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類 (VU)	
10	維管束植物	スズムシソウ	絶滅危惧 I 類	該当なし	古い標本と文献記録のみ
11	維管束植物	サギソウ	絶滅危惧 I 類	準絶滅危惧	ほとんどの地点で既に絶滅
12	維管束植物	イイヌマムカゴ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 I B類 (EN)	
13	維管束植物	ヤマトキソウ	絶滅危惧 I 類	該当なし	
14	維管束植物	フクジュソウ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類 (VU)	
15	維管束植物	オキナグサ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類 (VU)	
16	維管束植物	ヤマシャクヤク	絶滅危惧 I 類	準絶滅危惧 (NT)	
17	維管束植物	トモエソウ	絶滅危惧 I 類	該当なし	南砺市西部(絶滅)他
18	維管束植物	クサレダマ	絶滅危惧 I 類	該当なし	
19	維管束植物	ミゾコウジュ	絶滅危惧 I 類	準絶滅危惧 (NT)	
20	維管束植物	キキョウ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類 (VU)	南砺市西部(絶滅)他
21	維管束植物	ホタルサイコ	絶滅危惧 I 類	該当なし	
22	蘚苔類	オオミズゴケ	準絶滅危惧	準絶滅危惧 (NT)	
23	蘚苔類	ウキゴケ	準絶滅危惧	準絶滅危惧 (NT)	
24	蘚苔類	イチョウウキゴケ	準絶滅危惧	準絶滅危惧 (NT)	
25	地衣類	コツブイワノリ	情報不足	情報不足 (DD)	
26	地衣類	イワタケ	情報不足	該当なし	
27	菌類	タマノウタケ	情報不足	該当なし	

出典：富山県の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブックとやま2012－

【富山県版カテゴリー（選定基準）の説明】

- 絶滅+野生絶滅（環境省カテゴリー相当 → 絶滅+野生絶滅）
 - 県内において野生ではすでに絶滅したと考えられる種。
- 絶滅危惧 1 類（環境省カテゴリー相当 → 絶滅危惧 1 A類 + 1 B類）
 - 絶滅の危機に瀕している種。
- 絶滅危惧 2 類（環境省カテゴリー相当 → 絶滅危惧 2 類）
 - 絶滅の危険が増大している種。
- 準絶滅危惧（環境省カテゴリー相当 → 準絶滅危惧）
 - 存続基盤が脆弱な種。
- 情報不足（環境省カテゴリー相当 → 情報不足）
 - 絶滅にいたる可能性があるが、情報が不足しており、今後生息・生育状況に注意すべき種。
- 絶滅のおそれのある地域個体群
 - （環境省カテゴリー相当 → 絶滅のおそれのある地域個体群）
 - 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い以下のようなもの。

② 動物

「レッドデータブックとやま2012」に掲載されている絶滅危惧種のうち、南砺市に生息すると思われるものについて列記すると、次表のとおりとなります。

表 2-2 絶滅危惧種（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類）

No	分類	種名	富山県カテゴリー	環境省カテゴリー
1	哺乳類	オオカミ	絶滅+野生絶滅	絶滅
2	哺乳類	カワネズミ	絶滅危惧 II類	該当なし
3	哺乳類	コテングコウモリ	準絶滅危惧	該当なし
4	哺乳類	ニホンモモンガ	準絶滅危惧	該当なし
5	哺乳類	ヤマネ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
6	鳥類	ミゾゴイ	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 IB類
7	鳥類	サシバ	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類
8	鳥類	クマタカ	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 IB類
9	鳥類	イヌワシ	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 IB類
10	鳥類	チュウヒ	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 IB類
11	鳥類	ヒクイナ	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類
12	鳥類	ブッポウソウ	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 IB類
13	鳥類	チゴモズ	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 IA類
14	鳥類	ハチクマ	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧
15	鳥類	オオタカ	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧
16	鳥類	ズグロカモメ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類
17	鳥類	アオバズク	絶滅危惧 II類	該当なし
18	鳥類	ヨタカ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類
19	鳥類	ヤマセミ	絶滅危惧 II類	該当なし
20	鳥類	チュウサギ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
21	鳥類	シマアジ	準絶滅危惧	該当なし
22	鳥類	ミサゴ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
23	鳥類	ツミ	準絶滅危惧	該当なし
24	鳥類	ハイタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
25	鳥類	コチドリ	準絶滅危惧	該当なし
26	鳥類	イカルチドリ	準絶滅危惧	該当なし
27	鳥類	イソシギ	準絶滅危惧	該当なし
28	鳥類	アカショウビン	準絶滅危惧	該当なし
29	鳥類	カワセミ	準絶滅危惧	該当なし
30	鳥類	サンショウクイ	準絶滅危惧	絶滅危惧 II類
31	鳥類	コサメビタキ	準絶滅危惧	該当なし
32	鳥類	サンコウチョウ	準絶滅危惧	該当なし
33	鳥類	ノジコ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
34	爬虫類・両生類	ホクリクサンショウウオ	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 IB類
35	爬虫類・両生類	ハクバサンショウウオ	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 IB類
36	爬虫類・両生類	ニホンイシガメ	絶滅危惧 II類	情報不足
37	爬虫類・両生類	ナガレヒキガエル	絶滅危惧 II類	該当なし
38	爬虫類・両生類	タカチホヘビ	準絶滅危惧	該当なし
39	爬虫類・両生類	ヒダサンショウウオ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
40	爬虫類・両生類	アカハライモリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧

出典：富山県の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブックとやま2012－
※富山県基準は、植物のページ参照のこと

表 2-3 絶滅危惧種 (淡水魚類、昆虫類、軟体動物 (淡水産・陸産貝類、甲殻類)

No	分類	種名	富山県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
41	爬虫類・両生類	トノサマガエル	準絶滅危惧	該当なし
42	淡水魚類	ミナミアカヒレタビラ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 IB 類
43	淡水魚類	アカザ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類
44	淡水魚類	ナマズ	絶滅危惧 II 類	該当なし
45	淡水魚類	ジュズカケハゼ	絶滅危惧 II 類	地域個体群 (富山平野のジュズカケハゼ)
46	淡水魚類	カジカ中卵型	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 IB 類
47	昆虫類	ネアカヨシヤンマ	絶滅危惧 I 類	準絶滅危惧
48	昆虫類	カトリヤンマ	絶滅危惧 I 類	該当なし
49	昆虫類	オナガサンエ	絶滅危惧 I 類	該当なし
50	昆虫類	ヒラサンエ	絶滅危惧 I 類	該当なし
51	昆虫類	キイロサンエ	絶滅危惧 I 類	該当なし
52	昆虫類	ハネビロエゾトンボ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類
53	昆虫類	セグロイナゴ	絶滅危惧 I 類	該当なし
54	昆虫類	コオイムシ	絶滅危惧 I 類	準絶滅危惧
55	昆虫類	タガメ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類
56	昆虫類	ゲンゴロウ	絶滅危惧 I 類	準絶滅危惧
57	昆虫類	シャープゲンゴロウモドキ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 I 類
58	昆虫類	シマゲンゴロウ	絶滅危惧 I 類	該当なし
59	昆虫類	ツヤナガタマムシ	絶滅危惧 I 類	該当なし
60	昆虫類	トオヤマシラホシナガタマムシ	絶滅危惧 I 類	該当なし
61	昆虫類	クロシジミ	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 I 類
62	昆虫類	モートンイトトンボ	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧
63	昆虫類	カラカネトンボ	絶滅危惧 II 類	該当なし
64	昆虫類	マイコアカネ	絶滅危惧 II 類	該当なし
65	昆虫類	カワラバッタ	絶滅危惧 II 類	該当なし
66	昆虫類	ナベブタムシ	絶滅危惧 II 類	該当なし
67	昆虫類	アイヌハンミョウ	絶滅危惧 II 類	該当なし
68	昆虫類	セアカオサムシ	絶滅危惧 II 類	該当なし
69	昆虫類	メススジゲンゴロウ	絶滅危惧 II 類	該当なし
70	昆虫類	ヒメオオクワガタ	絶滅危惧 II 類	該当なし
71	昆虫類	フタスジカタビロハナカミキリ	絶滅危惧 II 類	該当なし
72	昆虫類	アカジマトラカミキリ	絶滅危惧 II 類	該当なし
73	昆虫類	コトラカミキリ	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧
74	昆虫類	ゴマシジミ	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類
75	軟体動物 (淡水 産・陸産貝類)	ヨコハマシジラガイ	絶滅危惧 I 類	準絶滅危惧
76	軟体動物 (淡水 産・陸産貝類)	モノアラガイ	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧
77	軟体動物 (淡水 産・陸産貝類)	マシジミ	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧
78	甲殻類	サワガニ	情報不足	該当なし

出典：富山県の絶滅のおそれのある野生生物一レッドデータブックとやま2012－

※富山県基準は、植物のページ参照のこと

(2) 市町村が定めた植物

南砺市として「市の木」や「市の花」などは定められていません。

旧町村においては下表のように「市の木」や「市の花」などが定められていました。また、これらは現在においても群生地などが観光地となり、これらにちなんだ祭りが開催されるなど、地域の特色となっています。

旧町村	市町村の木	市町村の花	市町村の花木
城端	コシノヒガンザクラ	ミズバショウ	
平	ツツジ	桐	
上平	ブナ	シャクナゲ	
利賀	トチ	ササユリ	
井波	サクラ	雪割草	ツツジ
井口	ブナ	福寿草	ユキツバキ
福野	モミジ	キク	ツツジ
福光	三社柿	医王シャクナゲ	

出典：当時の町村資料より



福野 菊まつり



井口 椿まつり

(3) 主な祭り

南砺市の主な祭りとしては、下記のとおり各地域において年中行われています。

地域の歴史的文化を背景とした祭りや地域の特産によるものなど、地域の特徴を活かしたものとなっています。

特に「福野のごつお里いもまつり」などは地域の農産物を活かした祭りであり、春祭りや秋祭りなどは、農業生産の豊年豊作を願う祭りが多く、祭りを通して住民どおしのつながりが深まっています。

表 2-4 南砺市の主な祭り

春		夏	
H25. 3. 23~24	南砺いのくち椿まつり	H25. 6. 16	だまし川とほたるとかつぱ村祭り
4. 1~30	ふくみつ千本桜ライトアップ	H25. 7. 25~28	福光ねつおくり七夕祭り
H25. 4. 21	福光宇佐八幡宮 福光春季例大祭	H24. 8. 24~26	上畠アート2012
毎年4. 29	医王山山開き	H25. 8. 23~25	スキヤキ・ミーツ・ザ・ワールド
毎年4. 19~5. 6	五箇山春祭り	H25. 8月下旬~9月上旬	S C O T サマーシーズン
毎年5. 1~3	福野夜高祭り	毎年7. 22~28	城端別院善徳寺虫干法会
毎年5. 3	井波よいやはさ祭り	毎年7. 21~29	井波太子伝会&いなみ太子伝観光祭 (太子伝観光祭はH25. 7. 27~28)
H25. 5. 25~6. 1	四季の五箇山 春の宵		
秋		冬	
H24. 10. 27~28	なんと彩菜まつり	1. 15近辺の休日	利賀の初午(国指定重要無形民族文化財、県指定無形文化財)
毎年11. 23	福野のごつお里いもまつり		
毎年11. 23	雪恋まつり	H25. 1. 26~27	四季の五箇山 雪あかり
H24. 11. 3~11	南砺菊まつり	H25. 2. 28	つごもり大市
H24. 10. 13~14	ど～んと利賀の山祭り	H25. 2. 17	こきりこ味まつり
毎年9. 25~26	こきりこ祭り	H25. 2. 9~11	南砺利賀そば祭り
毎年9. 23~24	五箇山麦屋まつり	H25. 2. 9~10	南砺ふくみつ雪あかり祭り
H25. 10. 5~6	五箇山和紙まつり	H25. 2. 9~10	南砺市アイスフェス
毎年敬老の日	城端むぎや祭	毎年12. 27	福野歳の大市
H25. 9月中旬	寺のまちアートinいなみ	毎年12. 31	IOX AROSA カウントダウン

※日付はH24年～H25年の実施または予定の日付を示しています。

出典：南砺市観光協会ホームページ「旅々なんと」

参考3 上位・関連計画等

3-1 上位計画

(1) 新・元気とやま創造計画



新・元気とやま創造計画（平成24年6月策定）

■目指すべき将来像と計画の基本理念（目標）

活力とやま

勤勉で進取の気性に富む人材、恵まれた自然、交通・情報通信基盤、産業集積などを活かし、創意工夫、意欲ある取組みが展開されている「活力」あふれる県

未来とやま

明日を担う人材が健やかに育まれ、多彩な県民活動、美しい県土づくりが進められている「未来」への希望に満ちた県

安心とやま

豊かな自然や生活環境を活かし、住み慣れた地域の中で、健康で快適に、安全で「安心」して暮らせる県

【基本理念（目標）】

みんなで創ろう！ 人が輝く 高志の国
——活力、未来、安心のふるさと——

■重点戦略（農村環境に関連する項目）

環日本海地域の「環境・エネルギー先端県」戦略

循環型・低炭素社会づくりの推進

快適で快適な環境の確保

地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入・効率的な活用

■施策（農村環境に関連する項目）

活力とやま

I 競争力のある力強い産業の振興

農業生産の振興

未来とやま

IIIふるさとの魅力を活かした地域づくり

自然、歴史、伝統文化など地域の魅力の継承・再発見

地域の個性を活かした景観づくり・まち並みづくり

農山漁村の活性化

豊かな森づくり・花と緑の地域づくり

安心とやま

I いのちを守る医療・福祉の充実と健康づくり

食の安全確保と地産地消・食育の推進

II 次世代へつなぐ豊かで快適な環境の保全とエネルギー対策の推進

自然環境の保全

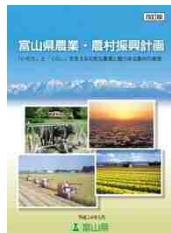
生活環境の保全

水資源の保全と活用

III災害に強い県土づくりと安全・安心な生活の確保

消費生活の安全の確保

(2) 富山県農業・農村振興計画改訂版



富山県農業・農村振興計画改訂版（平成24年5月策定）

■将来像の実現のための基本施策

将来像の実現に向けては、生産者のみならず、農業団体や関連産業関係者、消費者である県民が、富山県の貴重な財産である農業・農村を持続的に発展させるという、共通の認識を持つことが大切です。

そうしたことから、

- ① 消費者である県民の視点の反映
- ② 生産者や地域の「主体性」と「創意工夫」の發揮
- ③ 県民の「参画」や「協働」の促進

といった点を踏まえて、

「いのち」と「くらし」を支える《元気な農業》の実現と
住む人や訪れる人が幸せを感じることができる《魅力ある農村》の創造
をめざして、次の4つの基本施策を掲げ、施策を推進します。

基本施策 I

新鮮で安全な食の提供

- 安全で安心な県産農産物・加工品の生産・供給体制の強化と、県民への食品の安全性に関する情報提供に努めるとともに、県産品の活用・購買機運の醸成など県民ぐるみで県産品を大きく育てる地産地消を推進します。

基本施策 II

消費者の心をつかむ商品の育成

- 地域の特色や生産者の創意工夫などにより、新たな商品の開発やブランド力の向上のための戦略を推進し、消費者の心をつかむ競争力のある商品の育成を図ります。

基本施策 III

次代につなぐ生産体制の構築

- 地域の実情に応じた地域営農体制のもと、意欲ある農業経営の担い手が生産の相当部分を担い、整備された優良な生産基盤の整備や保全管理、新たな技術開発により、次代にしっかりとつなぐ生産体制を構築します。

基本施策 IV

魅力ある美しい農村空間の創造

- 農地、農業用水、里山などの豊かな地域資源を活かし、付加価値の高い商品の開発や、新たな事業の創出、都市との交流を推進するとともに、快適な農村環境の整備により、魅力ある美しい農村空間を創造します。

(3) 南砺市総合計画後期基本計画



南砺市総合計画後期基本計画（平成24年3月策定）

■南砺市総合計画の施策体系



■南砺市総合計画の施策体系（農村環境に関する項目）

自然に優しい住みよいまちづくり

自然環境の保全と活用、循環型社会の構築、適正な土地利用の推進

安全で快適なまちづくり

上下水道の整備、環境衛生対策の充実

心豊かで創造的なまちづくり

文化財の保存・活用と伝統文化の継承

いきいきとした活力あるまちづくり

農業・農村の振興、国内外交流の推進

市民と行政の協働のまちづくり

協働のまちづくり、コミュニティ活動への支援、ボランティア活動の推進

3—2 関連計画

(1) となみ・なんと山麓地域農村振興基本計画



となみ・なんと山麓地域農村振興基本計画（平成22年3月策定）

■地域の将来の望ましい姿と農村振興のテーマ

重点課題を踏まえ、本地域の将来像を次のように設定します。

**魅力ある散居村や合掌造り集落と
調和した農業を守り育て、
人をつなぎはぐくむ美しい農村づくり**

農業を守り育てる

- ・農業基盤の維持、地域特性に応じた農業を育成し、「魅力ある農業基盤づくり」を進めます。
- ・誰もが魅力を感じる居住環境の形成、防災対策を充実し、「安全で豊かな農村づくり」を進めます。

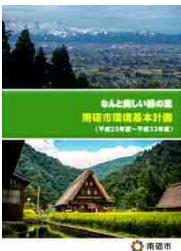
人をつなぎはぐくむ

- ・農業に携わる人材を確保するとともに、後継者を育成し、「農業を担う人材づくり」を進めます。
- ・良好な交通アクセス条件や拠点を活かした地域の活性化により、「交流を深める農村づくり」を進めます。
- ・地域を支える団体や人材を育成し、「人をつなぐ農村づくり」を進めます。

美しい農村をつくる

- ・地域の自然、歴史・文化、景観を保全・継承し、「美しい農村づくり」を進めます。

(2) 南砺市環境基本計画



南砺市環境基本計画（平成25年3月策定）

環境像

なんと美しい 緑の里

4つの分野目標と1つの推進機軸

「環境像」が実現している社会は、まさしく「持続可能な社会」であり、これは環境分野の目指すべき社会のあり方として、日本や世界の共通する基本理念となっています。本市が目指す環境像を実現するための基本目標は、個々の施策の領域に応じた役割や互いの関連性を考慮して、以下に示す「4つの分野目標」と「1つの推進機軸」から成り立つものとします。

なんとの環境の 基礎^{いしづえ} を守り続けるための目標(分野目標Ⅰ)

東日本大震災や原子力発電所事故を転機として、「環境」を健康や安全面からみる重要性が高まっており、人の健康や安全の確保は、大気汚染や水質汚濁といった公害から人の健康や生活を守る観点として、環境行政の原点（土台）に位置づけられるものです。

こうした観点から、本市の環境の 基礎^{いしづえ} を守り続けるための分野目標として、「**健康・安全**」を掲げます。

なんとの未来を築き上げるための目標(分野目標Ⅱ、分野目標Ⅲ)

今日の地球的規模の環境問題として、「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系の危機」の3つの危機に直面しており、その問題解決の視点として、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築が世界の共通認識となっています。また、これらの社会はそれぞれが独立したものではなく、密接に関係しているものも少なくありません。このような社会の実現には、未来に向けて、社会のしくみや生活のあり方を変えていくという観点でさまざまな対策に取り組むことが求められます。

こうした観点から、本市の環境の中核をなす分野の目標として、「**低炭素・循環**」と「**自然共生**」を掲げます。

なんとの魅力を引き出すための目標(分野目標Ⅳ)

快適で安らぎのある生活空間や特色豊かな景観・文化的資源を守り、育てていくことは、他の地域にはない南砺市らしさの持ち味をつくり出していくことにつながります。

こうした観点から、本市の魅力の向上につなげる分野の目標として、「**快適・心の豊かさ**」を掲げます。

4つの分野目標の推進機軸(推進機軸)

上記の分野目標の実現にあたり、共通して踏まえておくべき視点が3つあります。

1つ目が「市内の環境を守り育てる人材の育成」、2つ目が「あらゆる主体との連携・協働体制の確立」、3つ目が「環境産業の振興に着目した施策の展開」を図ることです。

こうした観点から、4つの分野目標を達成するための推進機軸として、「**人・しくみづくり**」を掲げます。

(3) 南砺農業振興地域整備計画



南砺農業振興地域整備計画書（平成25年5月策定）

■土地利用の方向

本市農業が、将来にわたって、安心できる農畜産物を安定的に供給するとともに、国土保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動がおこなわれることに生ずる食料、その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）を發揮していくには、無秩序な土地利用や耕作放棄地等による農地のかい廃を防ぎ、市内の農業生産に必要な農地を営農に適した良好な状態で確保し、その有効利用を図っていくことが重要である。

このため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、国が定める農用地等の確保等に関する基本指針及び県の農業振興地域整備基本方針を踏まえ、農業生産基盤整備事業等の対象地などの優良な農地については、農用地地域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図るものである。

■地域の特徴

本市は、庄川・小矢部川扇状地の平地農業地域から、五箇山の山間農業地域まで、多様な地形条件の中で農業が営まれている。その特性から次の3地域に分類して、土地利用の方向・展開を図る。

【散居地域（平坦地）】

散居地域は、市街化区域及び都市計画区域の用途指定されている市街地を含め、大規模ほ場整備がほぼ完了している平坦な地域とし、地域の状況に応じて開発等の適切な規制・誘導を行い、豊かな住環境の維持・創出を図るとともに、優良農地の保全や農業近代化施設の導入を推進し、効率的な農業経営のための条件整備に努める。

【里山地域（中山間地）】

里山地域は、散居地域の東南西部に隣接し、散居地域と山間地域の中間に位置する、平坦な耕地の少ない高低差のある集落で、農林産物の供給のみならず、農村景観や水源の涵養、自然環境保全といった、農業や農山村がもつ多面的機能を大切にしながら、自然環境と共生する農業・農村づくりを展開する。

【山間地域（山間地）】

山間地域は、山々に囲まれた集落からなる地域で、世界遺産や自然の特性を生かした総合的・広域的な施策・産業を展開することで、自然環境の保全や定住のための就業機会の確保等による再生を図る。

■農業生産基盤の整備及び開発の方向

今後は、担い手への農地集積を促進し、生産や経営の効率化・安定化を図るために、圃場の大区画化や用排水施設の整備、農道整備を中心に推進するとともに、暗渠排水等の整備により、転作作物の振興定着のための水田汎用化を進める。

あわせて、山間地域等、条件不利地域における小規模農家や、生きがい農業を行う高齢農家など、効率的・安定的な農業経営のみでなく、山間地域の多面的機能を確保する観点からも、適切な土地利用の調整に配慮し、持続的な農業生産活動のための、必要な支援の実施、協力・連携を図る。

■農用地等の保全の方向

農業生産の拡大・安定を図るとともに、良好な農村景観の形成など、農業生産活動が行われることにより生ずる、多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農地のかい廃を防ぎ、農地を営農に適した良好な状態で保全し、効率的な利用の促進を図る必要がある。

このため、農地等における自然災害の発生の未然防止、農地の土地汚染、及び農業用水の汚濁の防除等、農業生産の維持と農業経営の安定を図るための、農用地の利用集積や、防災施設の整備改修などの施策を推進する。

散居地域では、大区画ほ場整備をはじめ、組織的利用を促進し安定した営農体制の確立を図っていく一方で、地理的条件や高齢化・人口減少が進んでおり、担い手や後継者不足が顕著な山間地域等においては、都市農村交流の活動や中山間地域等直接支払制度等を活用しながら、新たな耕作放棄地の発生防止や自然環境に向けた取り組みを支援していく。更に、地域住民を主体に、土地改良区、行政、都市住民との交流等が一体となった新しい保全管理の仕組みづくりを推進し、持続的な農業生産維持活動を図ることで、農地の多面的機能・農用地の保全に努めていく。

(4) 南砺市環境保全型農業推進方針

南砺市環境保全型農業推進方針（平成23年4月策定）

① 化学合成農薬・化学肥料の使用量低減

有機質資源を循環利用を基本に、化学合成農薬・化学肥料の使用量低減を進め、生産性を維持しながら、安心・安全な農産物を消費者に供給する環境保全型農業の普及を進める。

② 有機農業の推進

化学的に合成された肥料および農薬を使用しない農業（以下「有機農業」という。）は、通常の農業に比べて、病害虫による品質・終了の低下を抱えているが、環境負荷への低減が非常に大きいこと、有機農産物への需要が増えていること等から、有機農業の取り組を進めしていく。

③ 耕畜連携と土づくりの推進

家畜排泄物の堆肥等の利活用、稻わらの堆肥化や家畜の飼料・敷きわら利用等など、耕畜連携を進めると共に、緑肥等のすき込みによる土づくりを進める。

④ バイオマス等の利活用の推進

家畜排泄物、農産物残渣や食品廃棄物等の地域内資源の循環利用を推進し、都市・農村とも資源を有効に利用する地域づくりを進める。

⑤ 水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理の実施

冬期間の水田に湛水し、擬似湿地を形成することで、多様な生きものの生息地として活用するとともに、湛水管理の実施によって得られる雑草の抑制や施肥効果などを活用し環境保全型農業の推進を図る。

冬期湛水管理は、作物の収穫等終了後から次期作物の作付のための作業開始までの（概ね該年の10月1日から翌年3月31日まで）間に、田面が水面下にある状態を連続して2ヵ月間以上維持することとする。冬期湛水管理を実施する場合は、下記の事項に配慮し実施することとする。

- ア 水利権等、水の使用に関して制限がある場合には水利権者等の承認または同意を得ること
- イ 地域及び取組ほ場周辺の農業者等からの合意を得ること。
- ウ 実施ほ場に隣接するほ場の作物作付等への障害とならないこと。
- エ 鶏舎ほか鳥類を飼養する畜舎の近隣では実施しないこと。
- オ 畔塗りや代掻きを実施し漏水防止措置に取り組むこと。
- カ 予想外の積雪により連続して2ヵ月以上の湛水期間が確保できなかった場合は、雪解け後の湛水期間と合わせ通算2ヵ月以上湛水期間を確保すること。

3—3 旧8町村の計画

(1) 城端田園環境マスターplan



城端田園環境マスターplan (平成14年3月策定)

■基本方針

「ひとがはぐくむ自然・伝統 未来のじょうはな」

- 未来の町民へ引き継ぐ豊かな自然づくり
- 伝統が息づく質の高いまちづくり
- 活気あふれる農業環境づくり

■環境保全の基本的な考え方

【自然環境】

- ・ 豊富な自然環境を後世へ残すためにも、町の循環型社会への展開を図り、河川・湖沼や山地の自然環境の保全に努め、自然と調和した景観づくりを図るとともに、町民が自然と触れ合うことのできる環境を創造する。
- ・ また、不法投棄の抑制や自然環境の乱獲防止、環境美化に努めるとともに、町民の環境への関心を高めてゆき、町民一体となった環境保全運動活動を推進する。

● 自然との共生、自然と調和した景観づくり

● 自然環境の保全・継承

● 町民一体となった環境保全運動の推進

【社会環境】

- ・ 古来より受け継がれてきた豊富な伝統文化や地域資源を背景に、伝統ある城端町の良さを町民が再認識し、積極的な農村づくりへの参加を行うことにより、農村の活性化を図る。
- ・ 伝統ある街並みを保全しつつも、限られた土地を有効かつ高度に利用するための計画的な土地開発・保全対策を推進する。

● 農村の活性化、人口流出の歯止め

● 町民の積極的な農村づくりへの参加

【生産環境】

- ・ 将來の農業生産を支える担い手の育成や、集落営農の組織化を推進するなど、農作物を安定して供給できる体制整備を図るとともに、老朽化の進むほ場に対し、基盤整備促進事業や県単独事業による農業生産の基盤整備を行う。

● 農業生産の担い手育成

● 集落営農の組織化

● 農業生産の基盤整備

(2) 平村田園環境整備マスターplan



平村田園環境整備マスターplan (平成13年11月策定)

■環境保全の基本方針

人と自然と文化の共生 ふるさと・たいら

1. 四季を感じるふるさとの魅力づくり
2. 快適でうるおいに満ちた暮らしづくり
3. 健康で心豊かに生きる人づくり
4. ふれあいと創意で築くむらづくり

■環境保全の基本的な考え方

【自然環境】

- ・環境問題に対する村民の意識を高めながら、地球環境や地域の自然環境への負荷の少ない、環境共生型の生活、生産活動とむらづくりへの転換をめざすとともに、県立自然公園地域をはじめ、森林や河川などの自然保護に努めます。
- ・また、不法投棄の抑制や自然資源の乱獲防止、環境美化、景観阻害物の改善に努めるとともに、地域ぐるみによる緑化・花いっぱい運動を拡大し、季節感のある、自然のうるおい豊かな環境づくりと美しい景観形成を進めます。

●歴史文化の保全・継承

●自然との共生

【社会環境】

- ・全村にわたり整備を進めてきた下水道への加入促進と施設の維持管理、汚泥の再資源化に取り組むとともに、家庭雑排水の衛生的な処理を進めます。また、村民や事業者への環境問題に対する意識と正しい理解の普及に努めるとともに、広域的な取り組みによるごみの収集処理とリサイクルの体制を充実し、排出されるごみの減量化と分別の強化徹底、再資源化を推進します。さらに、ごみの分別や資源ごみの集団回収などを行う地域の体制強化をはかり、地域ぐるみのリサイクル活動を促進します。

●快適な生活環境の整備

●リサイクル社会の創造

●高齢者の福祉と生きがいの向上

【生産環境】

- ・農地など農業生産基盤の保全・管理と有効利用、荒廃化の防止、地力向上などに取り組み、地域特性と消費ニーズを踏まえた作目の導入と産地化、高品質化を進めるほか、所得を高める複合経営の展開や協業化、生産組織と販売体制の強化、創意ある担い手の確保・育成に努め、収益性の高い特色ある農業を振興します。
- ・また、林家の意識啓発と林業生産組織の強化をはかり、保育管理を中心とする適切な森林施業を促進し、荒廃化がみられる森林の保全・整備と優良材生産をめざすとともに、本村の特性を活かした特用林産物の生産拡大や、森林の節度ある多目的利用をはかります。
- ・さらに、放流事業の推進による魚族資源の増殖と養殖事業の育成に努めるほか、販路の拡大や2次加工への取り組みを促し、清涼で豊富な水資源を利用した内水面漁業を振興します。

●特色ある農林水産業の振興

●郷土色豊かな心ふれあう観光の振興

(3) 上平田園環境整備マスターplan



上平田園環境整備マスターplan (平成22年3月策定)

■環境保全の基本方針

『人と自然と文化の共生 かみたいら』

1. 四季を感じるふるさとの魅力づくり
2. 快適でうるおいに満ちた暮らしづくり
3. 健康で心豊かに生きる人づくり
4. ふれあいと創意で築くむらづくり

■環境保全の基本的な考え方

【自然環境】

- ・環境問題に対する村民の意識を高めながら、地球環境や地域の自然環境への負荷の少ない、環境共生型の生活、生産活動とむらづくりへの転換を目指すとともに、国立公園地域をはじめ、森林や河川などの自然保護に努めます。
- ・また、不法投棄の抑制や自然資源の乱獲防止、環境美化、景観阻害物の改善に努めるとともに、地域ぐるみによる緑化・花いっぱい運動を拡大し、季節感のある、自然のうるおい豊かな環境づくりと美しい景観形成を進めます。

●歴史文化の保全・継承

●自然との共生

【社会環境】

- ・全村にわたり整備を進めてきた下水道への加入促進と施設の維持管理、汚泥の再資源化に取り組むとともに、家庭雑排水の衛生的な処理を進めます。
- ・また、村民や事業者への環境問題に対する意識と正しい理解の普及に努めるとともに、広域的な取り組みによるごみの収集処理とリサイクルの体制を充実し、排出されるごみの減量化と分別の強化徹底、再資源化を推進します。さらに、ごみの分別や資源ごみの集団回収などを行う地域の体制強化をはかり、地域ぐるみのリサイクル活動を促進します。

●快適な生活環境の整備

●リサイクル社会の創造

●高齢者の福祉と生きがいの向上

【生産環境】

- ・農地など農業生産基盤の保全・管理と有効利用、荒廃化の防止、地力向上などに取り組み、地域特性と消費ニーズを踏まえた作目の導入と産地化、高品質化を進めるほか、所得を高める複合経営の展開や協業化、生産組織と販売体制の強化、創意ある担い手の確保・育成に努め、収益性の高い特色ある農業を振興します。
- ・また、林家の意識啓発と林業生産組織の強化を図り、保育管理を中心とする適切な森林施業を促進し、荒廃化がみられる森林の保全・整備と優良材生産を目指すとともに、本村の特性を活かした特用林産物の生産拡大や、森林の節度ある多目的利用をはかります。
- ・さらに、放流事業の推進による魚族資源の増殖と養殖事業の育成に努めるほか、販路の拡大や2次加工への取り組みを促し、清涼で豊富な水資源を利用した内水面漁業を振興します。

●特色ある農林水産業の振興

●郷土色豊かな心ふれあう観光の振興

(4) 利賀村田園環境整備マスターplan



利賀村田園環境整備マスターplan (平成15年3月策定)

■環境保全の基本的な考え方

『第4次砺波広域圏計画』では、利賀村が将来果たすべき役割として、「優れた自然景観、厳しい自然環境から育まれた芸術文化、豊富な資源等の地域特性と、潜在的な発展の可能性を十分に活用した誘客機能の強化を図り、交流事業の拡大を講じながら、圏域内外経済へ波及効果としての機能を果たす」としている。

こうした利賀村の環境保全については、『第4次利賀村総合計画』では、

- ①**環境保全**（自然環境と自然環境の保全、水資源の活用、自然環境等の整備）
- ②**不法投棄防止対策**（不法投棄防止対策の実施、クリーン作戦の充実）
- ③**利賀の花と緑でのもてなし**（村民参加による「利賀村らしい」景観づくり、花と緑の地域づくり）
- ④**次世代に伝える山村風景の保全**（次世代に伝える山村風景の保全）

以上の4つの施策を推進するとし、「手をたずさえて守る、美しい山村の原風景」を実現する、としている。

また、農業農村整備については次のような施策をあげている。

①生産基盤の整備

（農道、用排水路、近代化施設整備。「土づくり」、耕作放棄の利用促進、農地流動化の推進等）

②経営基盤の整備

（生産組織、農業後継者の育成等）

③魅力ある農業の推進

（高品質生産体制確立、特産品開発、環境保全型農業の推進、自給自足体制の強化、園芸農業・付加価値農業の推進等）

④魅力ある農村づくり

（都市との交流事業の推進、農村ふれあい施設整備、農村風景、農村空間の保全と生活環境整備、特産の里づくり等）

⑤地域特産物の振興

（産地形成と利賀村ブランドの確立、流通・販売システム強化、契約栽培等による販路の確保）

全村の96%を占め、農村を取り巻く森林については、以下の施策をあげている。

①生産基盤の整備

（県道整備、森林の育成）

②経営基盤の整備

（特用林産物振興、後継者、担い手、稟議用団体育成、労働基盤の育成）

③活力ある林業づくり

（森林を生かした産業興し、森林思想の啓蒙）

したがって、環境に配慮した農業農村整備のテーマは下記とする

「自然・暮らし・農業生産が一体となった美しい山村の原風景保全」

(5) 井波町田園環境整備マスターplan



井波町田園環境整備マスターplan (平成15年3月策定)

■農業農村整備のテーマ

農業は井波町の主要な産業であり、安全で高品質かつ安価な農産品の提供は、社会的要請となっている。農業農村をとりまく環境は年々厳しさをましており、快適で心豊かに暮らせる農村環境を基盤にして、効率的営農との調和した整備を行うことが急務となっている。また、農村のもつ自然文化、歴史、景観美にふれることで、心身の安らぎを得る場としてのニーズは、都市住民を中心に、年々高まっている。

『砺波地区ふるさと市町村圏計画』では、井波町の将来像を「古い町並みや「瑞泉寺」などの歴史的財産と彫刻・木工品・漆器などの伝統産業を核とした中核観光都市として、また、圏域外からの観光客受け入れの基地としての機能を果たす」としている。

井波町は立地上、庄川合口用水の支流、八乙女山から流下する河川等が貫流し、隣接市町村はもとより、多くの市町とこれらの水系で結ばれている。

水質保全は、それを利用する土壤保全とも密接にかかわる問題でもあり、広域的な生活・生産社会環境に影響を及ぼすこととなり、その責務は単に町内のみの課題にとどまらない。

また八乙女山は豊かな水源であり、県西部地区をとりまく緑の丘陵の一角を形成し、その保全も地区全体にかかわる問題である。

したがって、井波町の農業農村環境の保全は、即、広域的な農業農村環境の保全につながる。換言すれば、広域的な緑あふれる農業農村の要に井波町が位置し、井波町を発する水、通過する水が流域各地の大地を潤し、その結果、自然や耕地の緑を保全し、農村集落（里）に住む人々に豊かな暮らしをもたらす源となっていると言える。

そこで、本マスターplanにおける農業農村整備のテーマは

「八乙女山麓 水土里の源の保全」

(6) 井口村田園環境整備マスターplan



井口村田園環境整備マスターplan (平成14年3月策定)

■テーマ

『つばき村・いのくち 21世紀へのプロローグ』

■基本方針

1. 計画の総合性を重視 ----- 互いの機能を確かめ合って
2. 個性化とイメージ化 ----- 表現豊かな人の輪を広げて
3. 村民の参加のもとで ----- そこに住む人の英知を結集して
4. 効率ある施策を意図 ----- 深い洞察力と豊かな発想を生かして
5. 地域との連携強化 ----- 自分の地域と他地域との輪を広げて

■基本計画

I. 豊かで活力ある人づくり

総合福祉体系の充実

生涯学習の推進

文化的環境づくり

ボランティア活動の推進と支援

II. 快適で楽しい村づくり

快適な居住空間の創出

生活基盤の充実と環境の美化

交通・通信体系の整備

除雪・克雪対策の推進

防災対策の整備

III. 足腰の強い産業づくり

たくましい活力ある農業の展開

美しい森づくりと環境の保全

既存企業の充実と商業の振興

観光の振興とリゾート地づくり

(7) 福野町農村環境整備計画



福野町農村環境整備計画（平成14年10月策定）

福野町農村環境整備計画
（平成14年10月策定）

■農村環境保全の基本的な考え方

(1) 生態系の保全

- ①階層的なビオトープネットワークの形成を図る
- ②安居丘陵のビオトープ拠点としての保全整備
- ③社寺林、カイニョ及び小河川、水路の生物生息地としての再生
- ④自然と共生する農業の推奨

(2) 水環境の保全

- ①地域の良好な水辺環境の保全・向上
- ②人々の暮らしと触れあいに生きる水の活用

(3) 農業景観の保全

- ①散居景観の保全
- ②村々を象徴する風景の保全

(4) 歴史・文化資源の保全

- ①安居寺周辺の保全
- ②村々において次世代に伝えたいところの保全を図る

(8) 福光町田園環境整備マスターplan



福光町田園環境整備マスターplan (平成13年11月策定)

■キャッチフレーズ

「総合計画福光町2010」と整合性を図り

『緑を愛し ふれあいを高め 文化に親しむ 明るい活気みなぎる 福光』

■農業保全の基本的考え方

【自然環境】

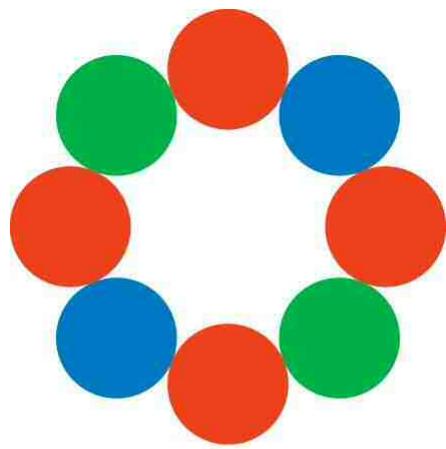
優れた自然環境を後世に残すためにも、循環型社会を目指し、環境問題への理解を深め、河川やダム湖周辺では水辺の生態系や景観に配慮し、水と水辺の生態系に親しめる公園や広場の整備・拡充に努める。棚田地域や農村地域では、美しい田園風景を保全し、都市住民の身近なやすらぎ空間としての整備に努める。

【社会環境】

従来より受け継がれてきた農村文化や散居村の美しい田園風景などの地域資源を住民自らが見直し、参加する農村づくりを目指し、それを活用した都市住民との交流や自然体験学習を推進し農村の活性化を図る。また、健康で快適な生活環境を形成するために下水道整備を推進する。

【生産環境】

水田率の高い当町では、生産性・収益性の向上を目指し、大区画ほ場整備・農業用排水路の整備を推進する。また、物流の広域化、大型機械の効率的な活用を図るため、農道整備を促進する。



NANTO